

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷一十四第

行發日一月九年十和昭

## 論叢

神社と課税……………法學博士 神戸正雄

利子の限界生産力説……………文學博士 高田保馬

市町村の擔稅力……………經濟學博士 汐見三郎

## 時論

現金通貨の膨脹とその抑制……………經濟學博士 小島昌太郎

## 研究

保險價額規定無用論……………經濟學士 佐波宣平

カール・クニースの國民經濟學……………經濟學士 出口勇藏

産業的流通に於ける營業貨幣の流通速度……………經濟學士 中谷實

## 說苑

產物會所について……………經濟學博士 本庄榮治郎

ナチスの所得稅政策……………經濟學士 柏井象雄

カルテルの景氣變動への作用……………經濟學士 田杉競

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁 轉 載）

## 研 究

# 保 險 價 額 規 定 無 用 論

佐 波 宣 平

### 一、序

保險價額 (insurable value; Versicherungswert) は、法規上、財産保険に於て、被保険者の被保険利益についての損害額並びにその損害に對する保険者の填補額を定むるために必要な概念とせられ、従つて、種々綿密に規定せられてゐる。ところが、これは法規上のことにとゞまり、財産保険市場の實際に於ては事情を大に異にし、「保險價額の輕視または無視」といふことが一般的状態であるときへいひ得る。

本稿は、保險價額に關するかゝる法規と實際との不一致について考究するものである。いま、論述の順序をいへば、最初に、法規上の考察をなすものとして、法規上に於ける保險價額の意義並びに存在理由について、また、法規上の保險價額算定方法並びに損害填補方法について研究を

なし、次に、これに對して、實際上の考察をなすものとして、實際上に於ける保險價額の取扱並びに損害填補方法を明かにし、終りに、これら二つの側の考察をまとめるものとして、保險價額そのものの本質または實體の把握を遂げ、もつて、保險價額規定設定の實際的效果なきことを結論せんとするのである。

## 二、法規上に於ける保險價額の意義並びに存在理由

各國の法規は、明文をもつてすると否とに拘はらず、財の一般抽象的價額をもつて保險價額とすることに略々一致してゐる。

我が商法に於ては、保險價額の意義に開する直接の規定を缺くをもつて、その母法たる獨逸保險契約法をこゝに參照する。その第五二條は「財ニ保險ガ附セラル、トキハ、別段ノ事情ナキ限り、財ノ價額ヲ以テ保險價額トス」と規定せられてゐる。而して、この規定に對しては、一般的に「保險價額とは財の一般共通的價額 (Gemeinwert) である。財が正常な取引に於てすべての人に對してもつとところの價額が即ち保險價額である。この場合、保險契約者の特定事情については考慮を要しない」との解釋が下されてゐる。

田中耕太郎教授が「元來保險價額は被保險利益の價額であつて、是れ必ずしも保險の目的物の客觀的價額と一致するものではない。然れども當事者が所有者の利益を保險に附したる場合に於

1) Karl Wirth u. Erich Fromm, Das Versicherungsgeschäft, 1934, S. 78.

ては、商法第三百九十四條の適用ある場合を除き、保險の目的物の交換價格を標準として保險價格を定むべきものである。假令我が商法中に獨保險契約法第五十二條の如き規定を缺くと雖も、當然の事理であらう。」といへるも、一般的交換價格をもつて保險價額とすべしとの説を示すものである。

粟津清亮博士は次のやうに極めて明白に所説を陳べてゐる。

「保險價額は被保險利益を金錢に見積りたる價額にして我が商法に於ては之を保險契約の目的の價額又は單に保險價額と謂へり。此價額は吾人が保險契約に依りて吾人の利益を保護し得る所の限度を示すものにして保險契約の當時當事者間に於て之を決定するを通常とす。而して此價額は常に客觀的ならざるべからず。客觀的とは獨り當事者のみならず世間一般に認定する所の價額にして或は米穀の如き取引所の相場により決定さるゝものあれば、綿絲、絹布其他の貨物の如く市場の價額を有するものあり。家屋其他の建物等に至りては世間普通の價額明瞭ならずとせば、其道の知識ある者をして鑑定せしむる時は、相當の價額を知ることを得べし。斯くの如くにして決定し得る價額を客觀的價額と云ふなり。而して、之に對して主觀的價額あり。即ち、獨り當事者の間に協定されたるものにして世間の相場等を顧慮せざる場合を指すものなれども、損害保險契約に於ては此主觀的價額なるものを標準とすること能はざるを原則とす。何となれば、若し當事者が任意に定めたる價額によりて保險契約を締結し得るとせば、保險は事實上損害を救済するの行爲にあらすして一種の賭博と化し去るを免れざればなり。」

更に、水口吉藏博士の所説を引用するも次の如くである。

「保險價額は何を標準とすべきか………被保險者が其被保險利益に對し有する主觀的價額か將た被保險利益の客觀的價値か。吾人は被保險利益とは被保險者が保險の目的となりたる物に付き有する主觀的利害關係なりとせり。然れども、保險價額は被保險者の保險の目的に付き有する利益の主觀的評價額にあらずして被保險利益が有する客觀的評價額なりとす。即ち、物の一般的價額を以て保險價額と爲す。換言すれば、客觀的價額とは保險の目的に付き被保險者が有する利益の取引社會に通ずる一般的價額 *genuine Wert* にして、被保險者が特別な關係に於て其物に付き特別な價額を附するも、一般經濟界に於て其物に付き斯る價値を認めざるときは、之を以て保險價額と爲すことなく、單に其客觀的價額即ち取引界に於ける價額を以て保

「險價額と爲すべきものとす。」<sup>4)</sup>

かやうに保險價額を一般的客觀的價額であると抽象的に解釋することは、一般的不特定な場合に於ける妥當性を望む法律論としては極めて至當なことである。蓋し、このやうな抽象的解釋をとることによつて、損害の填補は被保險者に對して理論上または概念上の一般的妥當性をもつものと看做し得るからある。

保險價額の法規上の意義を右の如きものであるとして、さて、次に、何故に法規に於てこれを規定する必要があるか、換言すれば、保險價額の法的存在理由如何といふに、これには二つの理由が考へられる。その第一の理由としては、保險價額を定めなければ實際に生じたる損害の額を決定し得ないといふことである。<sup>5)</sup> 蓋し、損害の程度に關しては物理的並びに經濟的測定によつて全損または分損或ひほどの程度に分損といふことを決定し得るけれども、それはたゞ損害の程度または比率にとゞまるものであつて損害の價額を定めるものではない。従つて、損害の價額を決定するためには、後に述ぶる商法第三九三條の規定の如く、被保險利益の價額によらなければならぬのである。第二の理由としては、保險價額を定めなければ保險者の損害填補額を定め得ないといふことである。人保險に於ては保險金額のみで保險者の責任額が絶對的に決定せられ得るのであるけれども、財産保險に於ては保險金額のほかには保險價額を定めなければ保險者の損害填補額を決定することは出来ない。即ち、先づ、保險價額は保險者の損害填補額の最高限度を劃し

4) 水口吉藏著、保險法論、第九版、P.477. 478.  
 5) Manes, A., Versicherungs exikon, 1930. S. 1755.  
 6) 田中耕太郎著、前掲書、p.74.

得る。蓋し、保険金額が如何に多額に約定せられてゐるとしても、實際に生じた損害額以上の填補をなすことは財産保険の主旨に反するをもつて、全損の場合にても、保険價額に超過する保険金額の超過部分は無効とせられ(商法三八六)、結果に於て、その填補額が保険價額と同額に歸せしめられるが故である。これ謂はゆる超過保険の場合である。次には、保険價額を定むるときはそれが保険金額と比較さるゝことによつて保険者の損害填補比率を定めることが出来る。保険金額が保険價額の一部にとゞまるときには、保険者の填補比率は百パーセントといふを得ない。(被保険者の立場よりいふも保険價額の一部はこれを不填補として自家保険してゐるのである。) よつて、損害が生じたるときは保険者はこの填補比率に従つて填補をなせばよいのである。これ謂はゆる一部保険の場合である。(商法三九一)

以上の二つが法規上保険價額を定むる必要のあることの主なる理由である。即ち、一つは損害額決定のために、他は損害填補額決定のために、保険價額の概念を法規上必要とするのである。

### 三、法規上に於ける保険價額算定方法と損害填補方法

法規上に於て、保険價額が被保険利益の客觀的價額を意味し財産保険契約の構成部分として損害填補の上に重要な意義を有することについては、右に考察したところである。保険價額の法規上の意義並びに存在理由は右の如くであるとして、吾々は、これより更に、法規上、この保険價

7) Ritter, C., Das Recht der Seeversicherung, I Bd. 1923, S. 233. 田中耕太郎著、前掲書 p.74. 75.

額は如何にして定めらるゝか、また、これと關聯して、損害は如何にして填補さるゝかについて述べなければならぬ。

等しく財産保險といふも、被保險利益は品質・用途・所在等の條件を種々異にするものであるから、保險價額算定方法、従つてまた、損害填補方法もすべての場合に同一といふわけにはゆかない。このために、法規に於ても各保險部門に應じてこれらにつき異なる規定をなしてゐる。

イ、**財産保險一般について** 我が商法第三九三條は「保險者カ填補スヘキ損害ノ額ハ其損害カ生シタル地ニ於ケル其時ノ價額ニ依リテ之ヲ定ム」と規定してゐる。これは、直接には損害額の算定に關する規定なのであるが、間接にはまた被保險利益の保險價額算定方法を表はすものともいふことが出来る。<sup>1)</sup>

この規定に従ふ方法をとるときは、最初、保險契約の締結に當つてはたゞ保險金額のみを約定して置き保險價額については全く何等の約定もしない。そして、損害が発生した場合に初めて右の規定の如く保險價額を定めこれによつて損害額を決定するのである。而して、また、かくして定められたる保險價額と先きに約定したる保險金額との比較をなすことによつて、超過保險・全部保險・一部保險の判定をなし、それぞれの場合に従ひ、保險者の填補額を定めるのである。

右は、財産保險一般に於て原則とされるところの保險價額算定方法並びに損害填補方法である。而して、これは最も合法的な方法であるといへる。何んとなれば、財産保險契約は常に被保險利

1) 田中耕太郎著、前掲書 p. 81、松本烝治著、前掲書、p. 83、84、水口吉藏著、保險法論、p. 475

益が現實に受けたる損害を填補することをもつて内容とするものであつて、その損害の額が幾許であるかは損害發生當時に於ける被保險利益の價額即ち謂はゆる限界保險價額 (Versicherungswert der Grenzen) によつてこれを定むべきであるからである。而して、法規上、火災保險が一般財産保險のうち特に右の方法を採るのである。<sup>3)</sup> 従つて、保險價額が契約締結に當つて約定せられないといふ意味に於て、<sup>4)</sup> 火災保險は謂はゆる未評價保險なのである。<sup>5)</sup>

ロ、海上保險並びに運送保險について 右に述べたやうに、保險價額の算定は損害發生時になすをもつて最も合理的とする。併し乍ら、財産保險のすべての部門がこの原則的方法に従ひ得るわけではない。例へば、海上保險や運送保險の如く原則として移動するところの被保險物件を取扱ふものにあつては損害の發生時に被保險利益の價額を算定するといふことは事實上困難または不可能である。従つて、これらの特殊部門にては右の原則的方法を採ることを得ないために、特例として、保險價額は便宜上豫め損害發生前の一定時に於て約定せられるやう法規によつて規定される。例へば、船舶保險にては保險者の責任の始期に於て(商法六五六)、海上積荷保險にては積荷の船積時に於て(商法六五七)、運送保險にては運送品の發送時に於て(商法四二四)、それぞれ保險價額が算定せられるのである。この意味に於て、海上保險及び運送保險は評價保險なるを法規上の立てまへとするものといへる。

評價保險に於ける法規上の填補方法は至極簡單である。契約期間の開始に當りまたは損害の發

2) 藤本幸太郎著、海上保險論、p.69、水口吉藏著、前掲書 P. 475.  
3) Winter, W., Marine insurance, 1929, p. 147.  
4) Marine Insurance Act, 1906, § 28. の定義の意味に於て  
5) 瀧谷善一著、火災保險料率論、p. 30.



生に先き立つて豫め當事者間に定められたる保險價額即ち謂はゆる協定保險價額 (agreed value; Taxe) は、もはや、當事者間に於ては全損の場合たると分損の場合たるとを問はず被保險利益の保險價額として決定的または不可争のもの<sup>6)</sup>とせられ、(これを保險價額不變更の原則 Gesetz der Unwandelbarkeit des Versicherungswertes<sup>7)</sup>といふ)従つて、特別な場合(例へば詐欺に依りて契約したる場合<sup>7)</sup>、保險價額の著しく過當なる場合の如き)を除き、この協定保險價額が損害額並びに填補額の決定にすべて引用せられ、損害の發生に當つても改めて當該被保險利益の保險價額を算定するの必要がないのである。そして、この故に、評價保險に於ては、損害發生以前に於て保險價額を協定したるときに、既に、當該保險契約が全部保險なるか一部保險なるか(保險價額を協定する以上、形式的表面的には超過保險契約はあり得ない)定まるのであつて、これによつて損害の填補をなすといふのが法規上の仕組なのである。

註、保險價額算定の時期としては、(1)保險契約の始期 (bei Vertragsbeginn) (2)保險期間中 (während der Vertragszeit) (3)損害發生時 (zur Zeit des Schadensfalls) の三つを考へることが出来る。併し、こゝでは、損害の發生時に分岐點を求め、豫定保險等に於て屢々行はれるところの「保險期間中」の保險價額算定を損害發生以前の算定のうちに含ませめて考へた。かくすることが本質的な分類と信じたが故である。

註、法規上、海上保險が他の財産保險と異つて契約の締結または保險期間の開始に當り保險價額を定めてゐることに對する理由としては、(1)先きに述べたる如く、海上保險の被保險物件が移動するのを原則とするために損害發生時に於ける評價が困難であるといふこと、のほかに、(2)海上保險の被保險物件は、火災保險に於ける建物や動産等と異つて、被保險者の管理の下に存在しない。従つて、損害の發生以前にもつて保險價額を定めてゐるとしても、(従つて、全損填補額が豫定せられてゐるとしても)モラル・リスクに基く弊害が比較的少ない、といふこと。(3)海上積荷保險に於ては、積荷そのものの價格のほかに、運賃・保險料・關稅・利益・その他諸手数料を加算したるものをもつて、その總價額としてゐる。従つて、もし被

6) 7) Marine Insurance Act. 1906. § 27 (3)

8) 我が商法 § 394

保險者が海上危険によつて積荷につき損害を受けたる場合には、右の總價額に相當する額を保險者より填補されなければならぬ。このためには、前もつて保險價額を定めて置き、損害が発生したときの填補額をして損害を充分に償はしむるやうにしなければならぬ、といふこと。等の事情が擧げられる。以上の理由が海上保險だけでなく運送保險にも當て敵まることはいふまでもない。

#### 四、實際市場に於ける保險價額の取扱と損害填補方法

上述のやうに、財産保險に於ては保險價額の算定について二つの方法がある。一つは財産保險一般に於ける原則であつて最も合理的な方法である。他はこの原則に従ひ得ないために設けられたる便法である。併し、これは法規の上のことであつて、保險市場の實際に於てはこれとは大いに懸けはなれたる事象が行はれてゐる。次に説明するは、即ち、實際市場に於て、保險價額が如何に取扱はれつゝあるか、及び、これと關聯して、損害の填補が如何に行はれつゝあるか、についてである。

イ、火災保險に於て　火災保險は、法規上、上述の二方法のうちの原則的方法に従つて、損害發生時に保險價額を決定するを普通とする保險である。ところが、實際に於ては、契約締結時に於て保險價額を決定しないのは勿論、損害の發生時にも完全な意味の保險價額の算定が行はれてゐないのである。これについては全損と分損とを分つて考察する必要がある。

火災保險に於ては、全損に對しては殆んど例外なく當該被保險利益の價額を算定しない。それ

9) Wolfe, F. E., Principles of property insurance, 1929, p. 297., Huebner, S. S., Marine insurance, p. 54, 55., Huebner, S. S., Property insurance, p. 353, 354.

は何故かといふに、火災保險に於ては慣習的に保險契約はすべてこれを全部保險契約と看做して保險金額をもつて保險價額を代表せしめてゐるからである。だから、全損が発生した場合には保險金額に等しい額が損害額なのであるから、保險金額が即ち填補額となるのである。而して、このやうにすべての保險契約が全部保險契約と看做される限り、超過保險・一部保險の判定が不必要であることはいふまでもない。

分損の場合も全損の場合と事情が全く同様である。分損に於ては當該分損額に相當する額がそのまゝ填補されるのが普通である。この場合、當事者はその分損額を直接的に定めてこれをもつて填補額とするのである。これは最初よりすべての保險契約を全部保險契約と看做してゐるが故である。従つて、この填補方法は、損害の發生に當つて當該被保險利益の總體が健全なる状態に於てもつたであらう價額を幾許と定めて、これによつて、一方では分損額を定め、他方では超過保險・全部保險・一部保險の判定をなして、填補額を決定するといふ方法ではない。従つてこの方法は、後に考察するやうに、正しい填補方法といふことを得ない。

#### ロ、運送保險及び海上積荷保險に於て

法規の上に於ては運送保險及び海上積荷保險は保險價額算定方法について特例の場合とされてゐるが、實際市場に於ては、火災保險の場合と全く同様である。即ち、これらの保險部門にては法規上運送品の發送時または積荷の船積時に於て保險價額を算定すべきであるにも拘らず實際にはさやうな手續がとられない。契約の締結に當つては

たゞ保険金額が定められるだけであり、また、損害の發生するに及んでも改めて保険價額を算定するといふことが行はれない。さきに述べた火災保険の實際の場合と全く同一な填補方法が行はれる。従つて、こゝで繰返し説明することを避ける。

#### 八、船舶保険に於て

船舶保険に於てはその法規通りに殆んど洩なく契約の締結に當つて船舶の保険價額が定められる。何故にかやうに船舶保険に於てのみ保険價額を豫め設定するのかといふに、その主なる理由は、船舶の謂はゆる經濟的修繕不能による推定全損の決定に於て、次の如く、救助費・共同海損分擔額・修繕費の合計額と船舶保険價額とが比較せられるが故である。

委付ヲ爲サントスル時以後要スヘキ救助費及委付ヲ爲サントスル時以後要スヘキ投荷ニ因ル積荷及運送貨ノ損害ノ見積額ニ對スル船舶ノ分擔額並ニ修繕費ノ各見積額又ハ其合算額カ船舶ノ保險價額ニ超過シタル場合ニ限り船舶カ修繕スルコト能ハサルニ至リタルモノト看做ス。

併し、船舶保險證券に記すところの保險價額即ち協定保險價額は、多くの場合、保險金額と同額に定められる。否、寧ろ、逆に、先づ當事者間に約定されたる保險金額をもつて船舶の保險價額とさへ看做してゐる状態である。<sup>2)</sup> (勿論、これは一般的事実であつてすべての場合に當て候まるわけのものではない。)それ故、船舶保險は、手續の上では、これまで擧げたる火災保險・運送保險・海上積荷保險とは異つて契約の締結に當り保險價額を定めるのではあるけれども、その實質に於ては、保險價額算定の意義が至つて乏しい。蓋し、この場合の船舶保險價額といふは、結局、損害填補額の一應の標準額として當事者によつて任意に定められるところの保險金額と同額であるために、保險價

1) 改正海上保險船舶普通約款13條、なほ The Institute Time Clauses, No. 18.  
參照  
2) 藤本幸太郎著、前掲書、P. 73. 74.

額が保險價額としてもつ意義または存在理由、即ち、損害額及び填補額決定のために役立つといふ機能を少しも果さないこととなるからである。この場合に意義をもつものはたゞ保險金額であつて保險價額では毫もあり得ない。

かやうに、船舶保險に於ては先づ保險金額が定められ次いでこれと等しく保險價額が定められるのが普通である。而して、既にしかる限りに於て、船舶保險は常に全部保險であるべきで、その損害填補方法も全部保險の場合のそれが採られるわけである。即ち、これまで屢々述べたるが如く、全損に對しては保險金額の全額が填補され分損に對しては當該損害額に相當する額が填補される。

以上叙述したるところについて、考察するに財産保險の各部門を通じて保險價額またはその算定に關して慎重な考慮が全く拂はれてゐないといふのが實際の状態である。而して、私はこゝで更に以上の事象について總括的批判を與へる。便宜上、全損と分損とに分つて考究する。

(一) 全損の場合 この場合には常に保險金額全額の填補がなされる。損害の發生に及んでも保險價額については全く考慮がなされず、従つて、超過保險・一部保險の判定が行はれずして保險契約はすべて全部保險契約であるものとして保險金額の全額が被保險者に支拂はれる。このやうな填補方法をとるときは、全損に於ては保險金額が即ち填補額となるわけであつて、従つて保險金額の約定如何によつて填補額は如何様にも定められる。今日、財産保險一般に於て超過保險が

行はれるといはれるのも、多くは、かやうな實際上の手續を通してなされるのである。

(二)分損の場合　この場合には直接に損害額を定めその額を以て填補額とするのである。而して、よく考へて見るに、かやうに一部の損害額を決定するといふことは、それが一部分の損害である限り、間接にまた、損害發生當時に於て當該被保險利益が總體として健全なる状態に於てもつたであらう價額を算定したこととなる。しかる限りに於て分損の場合には商法第三九三條に基づく保險價額の算定による損害額の決定をなすことといひ得るであらう。けれども、更により深く考察するとき、この填補方法に一つの大きな矛盾の存することを發見する。このやうに分損額と同額の填補をなすことは、分損額の査定を通して算定せられる當該被保險利益總體の價額即ち保險價額が約定したる保險金額と全く相等しい場合、換言すれば、全部保險の場合には（結果より見て超過保險の場合も含まれる）妥當される。が併し、さうでなくして保險金額と分損額の決定を通して算定せらるべき保險價額とが相違する場合、例へば、一部保險の場合には、これは明かに不當な填補方法といふべきである。蓋し、一部保險の場合には決定されたる損害額を更に保險金額の保險價額に對する割合によつて填補すべきであるからである。それ故、法理論よりすれば、かやうにすべての保險契約を全部保險であると頭より決めてかゝることを避けて、宜しく保險價額を算定の上、當該保險契約が超過保險・全部保險・一部保險のいづれに相當するかを判定してそれぞれに適當なる填補方法を採るべきである。

こゝでは、一部保険の場合には、保険金額の保険價額に對する割合によつて損害が填補されるものとして考察した。併し、一部保険の場合には常にこの比例填補方法が採られるかといふに、さうではない。成る程、この比例填補方法は財産保険全般に適用されるものとして各國とも法律によつて規定してゐる。<sup>3)</sup> (商法三九一)けれども、この規定はいふまでもなく任意規定と見るべきであつて、當事者は特約によつてこれと異なる填補方法を採り得る。例へば謂はゆる第一危険に對する保険 (Versicherung auf erstes Risiko) または實損額填補保険 (specific policy) の如く、一部保険の場合にでも保険金額に達するまでは實際に生じたる損害の全額を填補するといふ方法<sup>4)</sup>を採ることが出来る。ところで、この第一危険に對する保険または實損額填補保険についてあるが、かやうな填補方法をとる限り、筆者がこゝで指摘したる矛盾は生じない。従つて、一見、筆者の論述は大に薄弱なるかの如く感ぜられる。併し、それは皮相の見解であつて矛盾は次の事實に基いてゐるのである。即ち、我が國の例について見るに、保險者は、一方では、その保險證券の約款<sup>5)</sup>に、「保險金額が保險ノ目的ノ價額ノ一部ナルトキハ保險金額ノ保險價額ニ對スル割合ニヨリテ填補スルモノトス」と規定して置きながら、他方では、右に指摘したる如き第一危険に對する保險または實損額填補保險に於ける分損填補方法と同じ填補方法を採つてゐるからである。<sup>6)</sup>

## 五、法規と實際との不一致

3) Manes, A., Versicherungslexikon, 1930, S. 501.

4) Manes, A., a. a. O., S. 500-504.

5) 財産保險のすべての約款についていへることであるが、例へば、代表的な普通約款を指摘すれば火災保險普通約款(改正案)の第十三條第二項、海上保險改正約款特別約款第一條

6) 志水政信著、火災保險の理論と實際上卷、P. 14.

以上の叙述は、保険價額について法律に規定するところと實際に行はれるところが甚だ懸けはなれてゐるといふことの説明に充てられた。さて、次には、この不一致が如何なる事由に依存するかについて考察が向けられねばならない。

この不一致を生ぜしめる根本的な事情は、さきに指摘したる如く、法規がその規定精神に於て抽象的にのみ構想し得るところの財の一般的客觀的價格をもつて保険價額としてゐるといふことである。

吾々は日常に屢々價格または價額といふ。この價格または價額と名づけられるものゝうちには現實に價格として取引上效果をもつものと然らざるものとがある。例へば、賣買價格、擔保價格等の如きは前者であり、賣買當事者の希望價格、統計上の平均價格、推理上の正常價格等の如きは後者である。ところで、法規が保険價額として意味するものは右のうち現實に取引價格として存在しないところの一般的客觀的な價格である。一般的客觀的價格なるものは、それが一般性客觀性をもつといふ意味に於て、一般妥當性をもつものと考へられ得るのであり、従つて、常に一般的な場合を規定しやうとする法規としては、このことは一應正しいことである。けれども、一般的客觀的價格なるものは、事實上具體的に存在するものではない。それ故、法規は法理上は正しいであらうけれども、それは實際とは甚だ遠ざかつたことを規定してゐるものといはねばならない。前述の如き、法規と實際との間に甚だしき不一致が存在し法規が無用化してゐるのは、實



に、當然のことといはなければならぬ。

筆者をしていはしむれば、一般的客觀的價格をもつて保險價額とすることには殆んど實際上的効果が無い。一般的客觀的價格は抽象的概念の世界にのみ存在するものであり、保險價額は保險契約といふ具體的内容によつて定められるところの現實の一つの取引價格であり、この二つは全く別個の概念であるからである。

藤本幸太郎博士は保險價額につき次のやうにいふ。

「茲に所謂被保險利益とは一定の事故に因つて財産上の損害を被る虞のある關係を云ひ、其客觀的價值を金錢に見積つたとき之を保險價額と名づける。而して、其目的と被保險者の間に存する關係は、本來主觀的のものであつて、之を評價して客觀的價額を得やうとするが如きは殆んど云ふべくして行ふべからざることである……。」<sup>1)</sup>

保險價額は保險契約によつて定められる被保險利益の價額である。更に詳しい定義を與へるならば、「保險價額とは保險契約當事者間に於て損害發生の場合にその填補額を決定するために豫めまたはそのときに於て定められるところの被保險利益の價額である。」

この定義によれば、保險價額とは、例へば財産保險一般に於て損害の發生地並びに發生時に於て損害額決定のために當事者間に定められる被保險利益の價額(商法三九三)、また、船舶保險、海上積荷保險、運送保險等に於て契約の締結または保險期間の開始時に當つて當事者間に定められる被保險利益の價額(商法六五六、同六五七、同四二四)である。學者によつては、右の定義の意味する價額を特に填補價額(Ersatzwert)と名づけ、他方、一般的客觀的價格を保險價額(Versicherungswert)

1) 藤本幸太郎著、前掲書、p. 68

と呼び、両者はこれを區別すべきであると主張してゐる。併し、それは、この稿に於て既に論じた如く、實際上の適用性のない區別でありまた徒に概念の混亂を招くのみであるといはねばならない。

而して、既に保険價額が當事者によつて定められるものである以上、それは當事者の利害關係によつて自由に定められるのであつて、決して或る被保険利益の保険價額は金何圓でありそれ以外の額であつてはならぬといふわけのものではない。法規が保険價額について規定する立場は、極端にいへば、或る被保険利益の保険價額は客觀的に金何圓と定まつてゐるのでありこれ以上でもこれ以下でもあり得ないといふのである。併し、私は、保険價額をかやうな非現實的價格には求めず、保険價額は契約當事者の立場または利害關係によつて填補額決定のために如何やうにもその合意により定められるものであるとの見解に立つ。但し、當事者双方の合意を必要とするのであり、その一方のみの希望價額は、主觀的なもので、取引價額といふ客觀性をもち得ない。この合意による保険取引の價額であつて初めて保険價額と特に名づけらるべきである。

さて、保険價額がかやうに解せらるべきものである限り、保険價額と保険金額とを區別する必要がなくなる。保険價額は保險者の填補額を定めるために當事者が定めるものであり、保険金額も亦さうである。両者は同一の目的のもとに同様に定められるのである。従つて、これらのうちいづれか一つさへあればそれで充分となる。而して、これはさきに見たるが如く既に保険市場の

2) Karl Wirt u. Erich Fromm, a. a. O., S. 75.

實際が證明してゐる。即ち、實際に於ては、保險金額だけが意義を有し、保險價額は多くの場合契約の締結に當つても損害の發生するに及んでも定められない。たとひ定められるとしても、先づ保險金額が決定せられこれと同額に保險價額が定められるのであつて、保險價額決定の實際上の意義は全然喪はれてゐるのである。保險價額が實際市場に於て無用視されることは全く當然の歸結といはねばならない。

なほ、保險價額をして保險金額と同一の額たらしめて謂はゆる全部保險契約を締結せしめ、もつて、保險價額をしてその存在理由を喪はしめるところのも一つの實際上の事情がある。

度々述べたやうに、一部保險に於ける保險者の填補責任額は、實損額填補保險の如き特別の約定なき限り、一般に、保險金額の保險價額に對する割合によつて定められる。これを全損分損の二つの場合について見るに、いま、被保險利益の保險金額を八千圓、保險價額を一萬圓、分損額を五千圓であるとして契約したとすれば、保險者の填補額は次の如くなる。

$$\text{全損にては} \quad 10,000 \text{圓} \times \frac{8,000}{10,000} = 8,000 \text{圓}$$

$$\text{分損にては} \quad 5,000 \text{圓} \times \frac{8,000}{10,000} = 4,000 \text{圓}$$

これによれば、被保險者は、全損に於ては保險金額全額の支拂を受けるけれども、分損に於ては五千圓の損害を被りながら四千圓しか填補を受けない。併し、理論上よりすれば全損分損いづれに於ても同一であつてその填補比率は $\frac{4}{5}$ である。しかるに、被保險者の通常の期待に於ては

兩者は大に異なる。即ち彼は、全損の場合に保険金額と同額の八千圓の填補を受けるのは當然と考へながら、他方、分損の場合に填補さるべき額は四千圓ではなくして損害額全額の五千圓であると豫期してゐる。このために、被保険者は分損填補額の過小について屢々極めて眞面目に不平を唱へ保険者に抗議をなす。そこで、保険者は、被保険者よりのこのやうな非難を未然に防ぐために、保険契約をすべて全部保険契約とし、分損に於ても實際に生じたる損害額をそのまま填補するのである。

法規が前提としてゐる一般的客觀的價格が實際上に保険價額としての役割を果してゐないことは、謂はゆる超過保險に關する訴訟事件が極めて稀であることによつて明かに證明せられる。

## 六、結 語

以上、保険價額について法規と實際とを考察しその兩者の不一致に關して論説した次第である。要するに、法規はその性質上一般妥當性をもつべき立場より財の一般的客觀的價額をもつて保険價額であるとの抽象的な前提の上に立つてゐるのであるが、それは現實に求められない價額に基底を置いてゐるために、實際の保険市場に於ける填補に關しては殆んど效果をもち得ない。實際市場は保険價額またはその算定を輕視または無視してゐる。保険金額のみで用が充分に足りる状態にある。而して、既に現實が然る限り、保険價額に關する規定は、法規に於ても約款に於ても全く無用である。私はかくの如く結論を下すものである。

3) Clarus, Notes on marine insurance practice, 1932. p. I.

なほ、この結論に對しては、「保險價額に關する規定を廢するときは、謂はゆる超過保險契約の締結がより盛んに行はれ、ために、保險の健全性がより著しく害せられ、従つてまた、國民經濟全般の發展がより多く妨げられるに至るであらう。」として、非難が發せられるかも知れない。併し、それは現實に立脚しないところの反對論であるといはなければならぬ。蓋し、今日、一方に於て保險價額に關する綿密な法律規定を有し乍ら、他方に於て謂はゆる超過保險（一般的客觀的價格をもつて保險價額とする立場よりのみ考へ得るところの超過保險）が殆んどすべての財産保險契約について行はれてゐるといはれる状態が、既に、保險價額に關するかやうな抽象的規定の實質を無視してゐることの有力なる證左である故に、かゝる實際上無視されてゐる形式的な規定を取り去るとして、今日に於ける状態以上に不健全な保險事象は、他の條件にして同一である限り、起り得ないからである。

私は、この稿に於て、説明の簡單化のためそしてまた私見を強調せんとするために、保險市場の實際については一般的事象につき述べることにとゞめた。保險市場には實際上の便宜または慣習上から私がこゝに述べたところとは異りたる事象も可成り行はれつゝあるやうである。併し、それらの特別な場合はこゝではこれを考察のそとに置いた。讀者の諒解を乞ふ次第である。

1) 今日、財産保險に於て謂はゆる超過保險が盛んに行はれてゐるといふこの一險臨  
 ついては多くの文獻に於て述べては、商工省保險局、海上保險  
 二例として、火災保險事業（損害保險）P. 24  
 に就て（損害保險事業）P. 24  
 時海運調査會議事録參照